

令和3年度 第2回 北海道大規模小売店舗立地審議会第5部会 議事録

1 日 時 令和3年8月24日（火） 10時00分～11時10分

2 場 所 よつ葉アリーナ十勝 研修室C, D

3 出席者 以下のとおり

(1) 委員及び特別委員

部 会 長	小林 聖恵	(帯広大谷短期大学准教授)
特別委員	鈴木 恵子	(鈴木徹建築設計室 一級建築士)
特別委員	富山 和也	(北見工業大学准教授)
特別委員	植松 秀訓	((一社)帯広観光コンベンション協会 専務理事)
特別委員	野田 敏	(根室商工会議所 専務理事)

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長	寅尾 昌史
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	山口 将司
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	佐藤 日南
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	富川 和朋
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	松尾 将志

4 傍聴者 なし

5 審議事項

- ・ 「(仮称) ツルハドラッグ足寄店」(足寄町)の法第5条第1項(新設)の届出について
- ・ 「ショッピングセンターJAM星が浦」(釧路市)の法第6条第2項(変更)の届出について

6 議事要旨

(1) 「(仮称) ツルハドラッグ足寄店」(足寄町)の法第5条第1項(新設)の届出について、事務局より案件概要及び事務的説明での確認事項に関する説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事務的説明での確認事項

○ 場内の安全対策について

- ・ 荷捌き車両・ゴミ収集車の動線が、一般車両と重なるため、接触防止等の安全対策について確認したい。

荷捌き車両・ゴミ収集車は店舗出入口から遠い「出入口①」に限定し、場内では徐行、一般車両優先を徹底する。搬入業者に協力をいただきながら安全に運営していくことを確認。

- ・ 荷捌き待ちスペースがなく、荷捌き車とゴミ収集車が重なった場合、場内待機との記載があるがどこに待機するのか。
- ・ 駐車場から荷捌き施設へ行く車路はすれ違うことは出来るのか。
(どちらかがバック対応が必要となるのではないか)

荷さばき車両と収集車の搬出入時間は、重複しないように計画する。店舗西側の車路は、荷捌き施設に向かうに従って、車両がすれ違う事は困難なため、万が一、重複するような事態が発生した場合には、添付書類の「添付図①」に示した場所で待機し、作業が終了し出庫した後に荷さばき施設へ向かう運用とすることを確認。

- ・ 荷捌き施設で大型トラックは旋回できないのではないか。その場合荷捌き施設から出庫する際はバックで駐車場まで出ることにならないか。

荷捌き施設周辺で旋回する計画のためバック運転は発生しない。荷捌き車は最大でも4トンの車で長さは8.5m程度、対して店舗建物と南側敷地境界までは11mあり、従業員駐車マスの一部(1-2台)を活用し、旋回し出庫することを確認。

(従業員駐車場が不足する場合は、冬季一時堆雪場に駐車することでスペースを確保)

- ・店舗敷地西側に川（用水路）があり敷地の方が2m程度高くなっているが、転落防止等安全対策について

高さ1,200mmのネットフェンスを設置することを確認。

○ 冬季堆積場について

- ・除雪時の運搬方法や経路について
(駐車場から遠い位置にあるため、駐車場の雪を運ぶのは非現実的)

降雪量の少ない地域ではあるが、敷地が狭いことから、大雪の際は適宜排出に努めることを確認。駐車場内の一時置き場として、駐車場内の緑地部分や人が通ることのない駐輪場付近に寄せることは可能と判断。

イ 質疑・確認

(部会長)

委員の皆様から何かご質問やご意見はあるか。

(A 委員)

事務的説明の際の確認事項について、荷捌き所から旋回して出庫する際に、従業員駐車場にかかってしまうとのことで、問題ないのか、について心配な点があったが、その点についても回答いただき納得できた。届出書では開店閉店時刻はAM7時～AM0時となっており、届出上長く取っているとの説明であったが、仮に深夜時間帯まで営業する場合は自然豊かな地域なので、騒音や照明等で環境に害を及ぼすことがないよう配慮願いたい。

(B 委員)

確認事項の回答については判りやすく説明いただき納得した。

気になった点は、届出書施設配置図（番号39,40）のマスについては角のマスであり、空きスペースは一時的な堆雪場所になるとのこと、接触トラブルを避ける意味でも軽専用でも良いのかもしれないと感じた。

(事務局)

今のご意見は事業者側にお伝えさせていただく。

(B 委員)

この敷地の隣にイエローグローブがあるが、以前審議案件に上がっていたものか。関係機関との協議で小中学校の通学路になっているため看板設置を依頼されている。近隣店舗での対応情報があれば安心できるので、判れば教えていただきたい。

(C 委員)

先日店舗前を通ったが、足寄町には非常に大きい施設に見えた。ツルハは最近生鮮食品を置く店舗もありそういう店舗なのか思ったが、事務的説明での確認事項については、しっかり回答いただいているので問題ないかと考える。

(D 委員)

敷地の大きさや形状から、従業員や取引業者等は苦勞すると思うが、来店客については配慮されていると考える。

(部会長)

荷捌き車の旋回の際は毎回あり得るのか、そうすると従業員駐車場はほぼ使えないということか。

(事務局)

添付した図面で1台分開けないと旋回できないこととなっているがそれ以外の5台分部分は使用できる。不足が発生した場合は冬季一時堆雪場に駐車する等の対策を講ずるとのことである。

(部会長)

今後、従業員駐車場が不足するといったことが発生した場合は適切に対応いただきたいと考える。

それでは答申にあたり意見をとりまとめた。「(仮称) ツルハドラッグ足寄店」の新設の届出については「意見なし」とし、別紙のとおり答申することで良いか。

(委員全員)
異議なし

(部会長)
それでは別紙のとおり答申することを決定する。

(2)「ショッピングセンターJAM 星が浦」(釧路市)の法第6条第2項(変更)の届出について、事務局より、案件概要及び事務的説明での確認事項に関する説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事務的説明での確認事項

○ 本届出の変更理由について

本届出の変更理由について、「利用されていない駐車場敷地の有効活用」としているが、具体的な活用方法とはなにか。また、道路側の駐車マスを従業員駐車場に変更することとしているが、今後、その部分に店舗を設置する等の計画は予定されているか。

駐車場は、繁忙時において、現状の駐車台数で十分な余裕があり、利用されていない駐車マスが多数生じていることから、駐車場の一部をこれまで設定場所が明確でなかった従業員駐車場及び冬季堆雪場所として変更するとともに、今後、駐車場の一部を使用し、新たな店舗の誘致やイベント開催等の活用ができるよう、変更の届出を行ったもの。

新たに建設が予定されている建物は、今回の届出書内で示したコインランドリーのみで、現時点では他の計画はない。ただし、店舗前の外売場のフェンスから車路側の2.5mの空きスペースについては、季節的な要因で外売場の商品が溢れる際の商品置き場として、一時的に肥料や園芸土などを陳列することとしている。

○ 駐車場台数について

当該店舗の駐車場台数は、従来の運営において、駐車台数の不足や混雑による交通への影響がほとんどなかったとのことであるが、今後、万が一、駐車台数の不足や混雑による交通への影響が生じることとなった場合は、駐車場台数の見直しを検討する必要があるのではないか。

万が一、来客による混雑等で届出台数の駐車場が不足することとなった場合は、従業員駐車場及び冬季堆雪場所を来客用として解放することで、違法駐車や周辺道路の混雑が生じないよう対策することを確認。

なお、本届出の駐車場利用調査の結果から、年間で最も来客が多い日においても、届出台数分の駐車場で不足しないと推計されており、届出台数以外に154台の従業員駐車場及び冬季堆雪場所を設置していることから、従業員分の駐車場を確保しても、実態として100台以上の余裕があるため、臨機応変な対応が可能。

○ ホームック店舗前の車路について

ホームック店舗前の車路について、駐輪場が設置されている分、車路が狭くなっていると思うが、駐輪場を除いた車路は何mあるか。また、車路が極端に狭くなるようであれば、来客車両が交錯する等の危険が生じる可能性があるため、対策を講じる必要があるのではないか。

外売場フェンスの外側には2.5mのスペースを確保し駐輪場を設置。駐輪場スペースを除いた車路の幅員は6.5mと十分な広さとなっており来客車両の動線に十分に配慮していることを確認。

○ 冬季堆雪場所について

本届出において、冬季堆雪場所は出入口周辺に設定されていることから、一度に大量の降雪があった場合、堆雪による出入口付近の見通しの悪化が懸念されるため、配慮が必要となるのではないか

従来より、降雪時には、各出入口の両サイドの駐車マスは駐車及び堆雪を行わないことで、出入口付近の見通しを確保している。今回の変更においても、従業員駐車場及び冬季堆雪場所は154台分と広いスペースを確保していることから余裕を持った堆雪が可能のため、引き続き、出入口付近の視距

の確保に配慮していくこと、大雪の際は、適宜堆雪を行い、出入口付近の見通しが悪化しないよう配慮することを確認。

イ 質疑・確認

(部会長)

委員の皆様から何かご質問やご意見はあるか。

(B 委員)

事務局では現地確認はされているか。届出書 7 ページの図面の出入口④付近にガレージ置き場と記載があるが、航空写真 (Google) を見ると、その隣の駐車マスまで物件が置いてあるように見える。Google なののでいつの写真データが判らないが現状はどうなっているのか気になった。届出書では来客用として店舗前に 12 本駐車マスがあるが、航空写真 (Google) では、一番右側のマスの右半分が駐車できないようになっている。

(事務局)

現状は、コインランドリーを付近に建設しており、資材が置かれている状態。一時的な置き場と認識しているが、事業者の確認したい。

(B 委員)

駐車場として届出されている場所を資材置き場等で使うということは問題ないのか。

(事務局)

先日の別案件でもあったが、一時的な変更については届出する必要がない。当然、従業員駐車マスを解放するなどして、台数が変わらないことが必要であるが。

(B 委員)

来客用駐車マスを従業員駐車マスに変えたとしてもラインは消さないのか。だとすれば、特に来店客から見ると影響はないので問題はないかと考える。

(A 委員)

当該店舗の南側がすべて住宅地になっているため、22 時以降まで営業している場合は騒音の影響などが気になったが、届出書を見ると各テナントは 22 時前には閉店しているので、影響は少ないと思う。

(部会長)

先ほど富山委員から確認のあった、駐車場の現状 (一時的な資材置き場になっているか) についての確認は可能か。

※事務局より、届出に関するコンサルに電話確認を実施

(事務局)

電話確認させていただいたところ、一時的な資材置き場と認識しているが念のため設置者にも再度確認したい、とのことであった。

(B 委員)

承知した。

(部会長)

それでは答申にあたり意見をとりまとめたい。

「ショッピングセンター JAM 星が浦」の変更の届出については「意見なし」とし、別紙のとおり答申することで良いか。

(委員全員)

異議なし

(部会長)

それでは別紙のとおり答申することを決定する。

(3) 事務局から、次回の部会開催予定について連絡を行った。

7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、別添のとおり